

老人福祉センター横浜市菊名寿楽荘指定管理者事業計画書			
申請年月日 平成 17年 9月 8日			
団体名	財団法人 横浜市老人クラブ連合会		
代表者名	土屋 重雄	設立年月日	昭和45年 6月16日
団体所在地	〒221-0063 神奈川県横浜市神奈川区立町20-1		
電話番号	(045)433-1256	FAX番号	(045)402-6082
現在運営している施設名	所在地	運営開始年月日	
老人福祉センター横浜市菊名寿楽荘	港北区菊名3-10-20	昭和48年2月1日	
老人福祉センター横浜市うらしま荘	神奈川区立町20-1	昭和62年10月1日	
老人福祉センター横浜市蓬莱荘	港南区港南台6-22-38	平成10年4月1日	
老人福祉センター横浜市狩場緑風荘	保土ヶ谷区狩場町295-2	平成10年4月1日	
老人福祉センター横浜市翠風荘	栄区野七里2-21-1	平成10年4月1日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

1 老人福祉センターの管理運営の基本方針について

老人福祉センターは高齢者が健康で明るい生活を営んでいただくための支援施設として、重要な役割を担っています。高齢者が増加し、高齢社会の到来で、ますますその役割は大きくなっています。

そのため、利用者が施設で楽しく快適に過ごしていただくことはもとより、高齢者の生きがいづくりにも役立つことを基本に、各種相談、健康の増進、教養の向上、レクリエーション及び介護予防等の事業に自治会等の地域団体と連携しながら取り組みます。

また、センター運営にあたっては、経営的視点を持つてのぞむとともに、横浜市老人クラブ連合会の高齢者福祉に係る長年の経験とネットワーク、スケールメリットをセンター管理運営に生かしてまいります。

管理運営の基本方針

(1) 安全快適な場の提供

施設を常に清潔に保ち、安全で快適にくつろげる場とするため、防災等危機管理を怠らず、館内に季節の花や絵を飾るなど安らぎと潤いのある環境づくりに努めます。

(2) 明るく親切で公平な対応

利用者が、気持ちよく過せるよう職員は、明るく親切で公平な応接に努めます。職員接遇マナー向上のための研修も実施します。

(3) 利用者満足度の向上(利用者の視点に立った管理運営)

施設をより満足して利用していただけるよう、アンケート等でニーズの把握に努め、利用者満足度の一層の向上に努めます。

(4) 健康相談等への対応

健康を維持する上で健康管理は不可欠であり、そのためセンターで医師等が相談に応じます。そのほかの相談については、一次的に職員が対応し、ケースによって適切な対応を図ります。

(5) 趣味の教室等の開催

高齢者の生きがいづくり、仲間づくりや介護予防の機会となるよう「趣味の教室」や「自主事業」を実施し、美術や音楽、手工芸など文化教養系から健康体操、ダンスなどの運動系、また「転倒予防教室」など幅広い講座を提供します。

(6) 個人情報の適切な管理

利用者等の個人情報については業務執行上必要最小限とし、その利用、保管等は法令等を遵守し、厳格に管理します。

(7) 苦情等の対応

利用者の苦情や意見等については、全職員の共有化を図り、サービスの向上に努めます。

(8) 区政運営方針の反映

老人福祉センターは地域の高齢者の福祉向上を目的とした区民利用施設であり、区民のニーズを反映した区政運営方針を踏まえ管理運営に努めます。

2 区の特徴・区政運営方針等の理解と運営方針への反映について

1 高齢者福祉の視点から港北区の特徴を見ると**① 港北区の人口動向は**

- 区民総人口は 307 千人(男 157 千人・女 150 千人)で総人口、世帯数(140 千世帯)とも市内最大の区であり、今後も増加が見込まれます。
- 平均年齢 40.2 歳(市内 4 番目)、高齢者人口比 14%(市内 3 番目)の横浜市内でも比較的若い人口の区ではありますが、将来急速な“高齢化”が見込まれます。

② 高齢者人口の推移を見ると

- 平成 12 年に高齢者 36,700 人、高齢化率 12.5%が、平成 16 年には高齢者 43,100 人、高齢化率 14.0%となり、市内で 2 番目に高齢者が多くなり、今後更に高齢化の進展や認知症の方が増加すると思われま

③ 「暮らしの課題調査」によると

- 「高齢者福祉」に対する課題が各地区とも高順位を占めており、区全体でも 4 番目の生活課題となっています。
- 今後とも高齢者に対する“福祉政策”が益々重要となり、区政の重要課題のひとつとなってきます。
- 現在策定中の『地域福祉保健計画』でも、菊名地区高齢者の生活課題として「地域で気軽に立ち寄れる場がない」ことが悩みとして挙げられています。

2 区政運営方針から高齢者福祉政策を見ると**区政運営方針の考え方**

- “基本理念”として 4 つの柱があり、さらに“区づくりの方向性”で「誰もが暮らしやすい地域福祉保健」を目標に“重点施策”として、子供・障害者・高齢者等にやさしい地域社会の実現を目指している。そして、その実現のために「介護予防・自立支援事業」等に取り組むこと。

3 運営方針への反映について

港北区の高齢者区民の現状や生活課題を踏まえ、『区政運営方針』で示されている福祉の“重点施策”や策定が計画されている『地域福祉保健計画』の趣旨を反映させ、次の運営理念をもって老人福祉センターの運営管理に努めます。

《 運 営 理 念 》

菊名寿楽荘は“約束”します。

- 老人福祉法に基づく福祉施設である事を踏まえ、高齢者福祉の向上に貢献します。
- 公共の施設であり、公平・公正な運営と人権を尊重した管理運営をします。
- 市民の税金を財源としている事を自覚し、常に経費削減に努めます。
- 地域に根ざした福祉施設として、地域社会との連携を深めます。
- 法令、条例等を遵守し、情報の公開や個人情報の保護に努めます。
- 省エネ、廃棄物の削減等を心がけ、地球環境との共生に努めます。
- スタッフ一同真心を持った接遇を心がけ、サービスの向上を目指します。

3 地域の高齢者のニーズ把握と運営方針への反映について

1 高齢者のニーズの把握について

高齢期を迎えた人々の意識や生活習慣は多種多様化しており、特に、生涯学習活動に参加する意欲を持った健康で元気な高齢者が、老人福祉センターに対して何を求めているか、どのようなニーズがあるかについて把握しておく必要があります。

多様化し、時代と共に変化している人々のニーズを的確に捉えるため、次のような広聴手段を通じてニーズを把握し、老人福祉センターの事業等に反映します。

① 利用者等アンケート調査の実施

センター利用者や「趣味の教室」受講者等の協力を得てアンケート調査を実施し、地域の高齢者ニーズがどこにあるのか、センターに何を求めているのか等について把握し、日常の運営や次の事業の企画に反映させていきます。

② 利用者代表者会議（仮称）の開催

センター利用者や団体利用代表者等により構成する「老人福祉センター利用者代表者会議（仮称）」を設置し、広く利用者や関係者からの意見・提案を取り上げ、センターの運営、自主事業等に活かしていきます。

③ 「ご意見箱」の設置

利用者が、日常の施設利用を通じて感じている意見、提案、苦情等を投書できる提案箱を設置します。投書された事柄については、改善した対応について掲示板等に掲示し、利用者に公表するとともに、職員に周知し、よりよい施設運営に反映させていきます。

2 ニーズの運営方針への反映について

把握した高齢者ニーズについては、利用者に満足していただけるよう次の視点に基づき、運営方針に反映させていきます。

- ① 清潔かつ安全で、楽しく快適に過せるセンターであること。
- ② 気持ちよく過せるよう明るく親切で、公平な対応であること。
- ③ 「趣味の教室」は高齢者のニーズにあった講座であること。
- ④ 利用者のニーズを的確に把握し、センター運営に反映すること。

4 すべての利用者への公平なサービス提供に対する考え方について

1 基本的な考え方

老人福祉センターは、「公の施設」であり公共性が高く、常に「公正・公平」な管理・運営が求められています。従事する職員、スタッフの一人ひとりが、法律、条例等で定められている設置目的、趣旨等をよく理解し、それらを踏まえ「管理・運営」に携わることを基本的方針として、あたたかみを持ってサービス提供にあたります。

2 職員・スタッフの具体的な対応

- ① 利用者は様々な考え方、受け止め方をします。話の仕方や、注意の仕方一つで満足にも不満足にもなります。コミュニケーションにも細心の注意を持って対応する必要があります。

具体的には、席の取り合いや大広間での舞台出演の順番の公平を確保する等、諸般にわたり公平感の利用者にとって、最も重要な関心事であるという視点を持って接遇にあたります。

- ② 利用者は千差万別の個性を有しており、時折何等かのトラブルが発生し多様な訴えがあります。話し方が上手でなく、接する職員もいらいらしがちになりますが、じっくりと親身になって聞く姿勢を貫くよう常に心がけて対応に努めます。トラブル時には、訴えを優しくじっくりと聞く姿勢が大切であり、判断に当たっては公平な対応を基本とします。

- ③ 苦情等の受付は、常に、迅速・的確・丁寧、感情的にならずに対応することを基本としており、次のことを日頃から心がけて不満の削減に努めています。

- 対話を心がけ、親身になって対応する姿勢
- サービス業であることを忘れない姿勢
- 相手の状況(身体的・精神的)に合わせた公平な対応

5 利用者満足度の考え方とその効果測定について

1 利用者の満足度について

高齢期を迎えた人々の中には、高齢期を楽しみながら生き生きと地域の中で活動している人、趣味の活動を楽しんでいる人、会社人間であったため地域とのつながりが弱く、なかなか地域に溶け込めない人、これから趣味を見つけようとしている人、あるいは、家族と離れて一人暮らしをしている孤独な人等、地域には様々な人々が生活しています。

こうした様々な境遇を持った人々が、老人福祉センターを利用する時には、自ずと利用の目的や過ごし方が異なってきます。

市老連は、こうした様々な高齢期を過している人々がその人の利用目的に沿ったセンターの利用を可能にすることにより、一人ひとりの利用者の満足度を高めるものと考えています。

2 多様な利用者の満足感を高める為の対応について

具体的には、大広間や浴室、囲碁・将棋コーナーなどの個人利用を目的とした人々には、個人利用スペースを安心して快適に過していただけるよう、快適な環境の保持、対応する職員の接遇マナーの向上を図ります。

学習意欲があり、余暇活動を楽しみたい人々には、多様な趣味の教室や、他の自主事業を用意して、高齢者の生きがいや仲間づくりを図ります。

健康相談や生活相談の場、あるいは気軽に会話を楽しめる交流の場を用意します

菊名寿楽荘の“三つの元気回復の素”**① 湯ったりリフレッシュ(入浴)**

眺めの良い『展望風呂』にのんびり入浴、心身のリフレッシュをし“身体”の元気回復をする

② 明るいふれあい(交流)

大広間で気の合った仲間でもカラオケの「のど自慢」やおしゃべりをし“心”の元気を回復する

③ 楽しく学ぶ(学習)

生涯現役を目指して、楽しく趣味や教養を身に付けながら“脳力”の元気回復をする

3 利用満足度の効果測定

様々な利用目的を持った人々の利用満足度を測るため、センター内に提案箱を設置するとともに、利用者の日頃のコミュニケーションを通じて、満足度を確認していきます。また、趣味の教室等ではアンケートを実施し、利用者の満足度を確認し、今後の企画に生かしていきます。

6 高齢者福祉活動や市民が利用する施設の管理及び運営の実績について

1 老人福祉センターの管理運営

横浜市老人福祉センター：5館

昭和48年の第1館目老人福祉センターを皮切りに、現在5館の管理運営を行っています。

高齢者が健康で明るい生活を送っていただく支援施設として、常に高齢者の視点に立ったサービスの提供と効率的な管理運営に努めてまいりました。

2 横浜市老人クラブ連合会について

横浜市老人クラブ連合会は、12万6千人の会員を擁する自主的団体として、また高齢社会、地域社会を支える担い手として、主体的・組織的に「健康・友愛・奉仕」を基本的な指針とし様々な高齢者福祉活動を実施しています。

3 社会参加と友愛活動の推進

心の通い合う、豊かで活力ある地域社会の形成に寄与するとともに、自らの生きがいを高めることを目的として実施。

- ① 高齢者いきいき活動事業
- ② 美化活動事業
- ③ 友愛活動の推進
- ④ 「社会奉仕の日」一斉活動
- ⑤ 高齢者社会参加活動サポーター事業
- ⑥ 高齢者の仲間づくり支援事業

4 「健康を進める運動」の推進

各老人クラブを拠点として、高齢者の健康保持推進と、健やかな生活を築くことを目的として実施。

- ① 高齢者の健康づくり、介護予防等の推進
- ② シニアスポーツ大会の実施
種目：ゲートボール、グラウンドゴルフ、ペタンク
- ③ 全国健康福祉祭（ねんりんピック）への参加

5 教養学習活動

高齢者としての社会生活に必要な知識の習得と、社会的適応能力の向上を目的として毎年開設。

- ① 高齢者福祉大学講座（一般講座、特別講座、専修講座）
- ② 囲碁・将棋大会、カラオケ大会
- ③ 生きがい教室（シニアパソコン教室等）

6 広報活動

- ① 機関紙の発行
- ② ホームページの開設

7 老人クラブ指導者の資質向上のための研修会の開催

区老連会長研修会、老人クラブリーダー研修会、女性リーダー研修会、友愛活動推進員チーム代表研修会、全国・関東ブロック研修会への参加

7 施設職員の採用・確保計画と本部機能体制について

1 職員の採用・確保における基本的な考え方

- ① 職員は、業務の性格や実態及び運営経費等を勘案し、常勤職員と非常勤職員に区分して採用し、配置します。
- ② 常勤職員は、所長、主事2名の計3名体制とします。
- ③ 常勤職員は広く人材を求める為、公募での採用を予定しています。所長については、横浜市の管理職経験者で、高齢者福祉施設の運営に意欲のある人材も含め検討し採用します。
- ④ 非常勤職員は、地元在住の方をコミュニティースタッフとして採用し、できるだけ多くの方の就業機会を確保する趣旨から、担当区分を午前・午後及び隔月勤務の体制とします。

2 コミュニティースタッフ採用にあたっての考え方

直接、利用者と接することの多いコミュニティースタッフの人材資質の良し悪しがセンター運営の良否を左右すると言っても過言ではないものがあります。

採用に当たっては、高齢な利用者と直接接することから、明朗快活で高齢者の状況や地域福祉にある程度の経験を有し、理解できる人生経験豊かな者を採用します。

募集は公募、毎年更新を原則として、原則3年間（更新）を雇用期間とします。

3 配置人員

所長	1人
主事（常勤職員）	2人
コミュニティースタッフ（非常勤職員）	4人

※延16人採用 内訳（偶数月：午前4人、午後4人）

（奇数月：午前4人、午後4人）

4 業務配分

所長：館内事業全体の企画・指導・監督

主事：庶務・経理・自主事業の企画運営・所長の補佐・その他

コミュニティースタッフ：センター管理・運営業務を分担

5 本部機能体制

センター職員の採用・確保については、市老連で責任を持って対応し、研修については、計画をたて実施するとともに、職員指導にもあたります。

8 職員の育成と研修計画について

1 職員の育成について

- ① 老人福祉センターにおける業務は、常に利用者と直接接することで行われることで進められています。利用者との「受付」でのふれあいからはじまります。その時の「さわやかな笑顔」の一声が利用者のセンターに対する印象を左右します。
- ② さわやかなふれあいを基本に、利用者が安全で快適かつ楽しく過せるよう、職員やコミュニティスタッフが対応できるよう育成する為、「研修」を実施します。

2 採用時研修

センターでは、毎年3分の1ぐらいの新規スタッフを採用しています。これらのスタッフがセンター業務に的確に対応できるスタッフとして育成するため、総合研修と実務研修を実施します。

〈研修内容〉

①市老連本部による研修

- 高齢者の心理面や身体面を理解しながら、どのように接するかを学ぶ「接遇研修」を全てのスタッフを対象に行います。
- 防犯・防災や緊急時の危機管理研修、個人情報保護研修及び人権研修等を行います。

②職場研修

- 所長・主事からは、高齢者福祉施設としての使命、接客態度を含めた利用者への対応のあり方を中心に、防災・防犯や緊急時の対応、苦情処理及び個人情報保護等について研修します。
- 業務内容の研修については、経験者から業務担当ごとに開館時の準備から始まり、それぞれの担当部署の一日の業務を研修します。

3 随時研修

個々のケース等で、指導・周知が必要なときに実施します。定例的に開く午前と午後のミーティングの機会等を活かして行います。

4 始業時ミーティング

毎日のミーティングで、繰り返し明るい挨拶や公平な対応、あるいは苦情の共有化について徹底を図ります。

9 個人情報の取扱について

1 取扱にあたっての基本的な考え方

個人情報の取扱については、これまでも適正な管理に努めていましたが、「個人情報保護法」の施行を踏まえ、研修等を通じ全職員に個人情報保護の重要性を認識させ、より徹底した「個人情報の管理」を行います。

また、取扱指針を定めるとともに、個人情報の保護管理の徹底のため、責任体制を確立します。

2 センターで取扱う個人情報

センターには、「趣味の教室受講者名簿」「利用者の登録名簿」など、業務に関係する数多くの個人情報が、本人の了解のもとに収集管理されています。社会的弱者といわれる高齢者の情報の取扱にあたっては、個人の権利・利益が侵害されることのないよう、より厳正に取扱います。

3 具体的な保護体制**① 何が個人情報にあたるのかを特定し、職員全員の共通認識にします。**

職員、スタッフに対する「個人情報保護研修」を実施し、何が個人情報にあたるのか、日常業務の中でどのような個人情報を扱っているかを特定し、全員の共通認識にします。

② 受付等での個人情報収集は、必要最小限のものとしします。

収集する場合は、その利用目的を公表するなど、法を遵守して必要最小限のものとしします。

③ 不要になった個人情報の廃棄を徹底します。

趣味の教室等で収集し、その後不要となった個人情報についてはシュレッダーにかける等適切に破棄します。

④ 個人情報の保管管理を厳重に行います。

個人情報記載の書類やフロッピーディスク等は施錠できる書庫で保管し、管理責任者(所長)を明確にし、厳重な保管管理をします。

⑤ 「趣味の教室受講者名簿」の作成・配布は必要最小限の範囲で行います。

名簿は受講者に配布せず講師のみに配布します。住所等の確認は相互で行うよう依頼します。

⑥ 個人情報を入れたパソコンやデータの持ち出しを禁止します。

持ち出したパソコンやデータが盗難や紛失する事例が多発しており、施設外への持ち出し禁止を徹底します。

10 苦情受付体制と解決方法について

1 基本的な考え方

苦情の内容は、センターの運営に関するもの、設備に関するもの、利用者同士のトラブルに関するものなどに大別できますが、いずれにしても、利用者が気持ちよく公平に利用できることを基本とし、以下のような体制をとります。

2 苦情の受付体制

- ① 苦情の受付体制として、苦情受付責任者（センター所長）を置き、迅速・的確に対応することとしています。
- ② しかしながら、責任者不在の場合もあり、苦情の訴えは、センターに従事する職員、スタッフの誰に対してもありうるため、従事する職員は全員が、冷静に聞く姿勢を持ち、誰もが受付窓口になりうる状況にしています。また、苦情対応したのち、速やかに上司に報告します。
- ③ 苦情解決責任者は、横浜市老人クラブ連合会の総務部長とします。

3 利用調整委員会

横浜市老人クラブ連合会では、所管するセンター利用者からの苦情等に迅速・的確に対応し、センターの適正な運営とサービス向上に資するため、第三者を委員とした老人福祉センター利用調整委員会を設置し、対応しています。

4 苦情情報の共有化

苦情に関する情報は、センター事業や運営に対する「改善への提案」であると捉え、毎日のミーティング時に周知、確認し、その後の運営に生かすこととしています。

1.1 防犯、防災、緊急時等の対応について

利用者に安心して施設を利用していただくためには、緊急時の円滑な対応は施設運営上、不可欠な要素の一つと考えています。防火管理者の設置や避難誘導體制を図式化して明確にするとともに、職員研修や日頃のミーティング時を利用して危機管理意識の徹底を図っています。

また、施設のバリアフリーや安全面での点検の際には、高齢者の視点にたつて館内を点検するとともに、万が一の事故の発生に対応するため「施設賠償責任保険」に加入しています。

1 防犯対策について

老人福祉センター利用者は、大半が元気な高齢者ですが、なかには加齢に伴う健忘症の進んだ利用者もいるため、日頃から、窃盗などの防犯対策として貴重品は持参しないように案内し、また、持参したときは注意を喚起するとともに、見回りにも注意しています。

館内設備としては、鍵の管理に力点をおくとともに、夜間の対策としては、機械警備を委託しています。警察・消防などの部署とも密度の高い連携を進めていきます。

2 防災対策について

防災対策上としては、まず防災設備に遺漏のないように定期点検等を確実に行っていきます。一方、日常的には、毎日の業務運営の中で防災設備等の自主点検に努め、防災日誌を作成し状況確認を実施すると共に、防災計画を策定し、利用者の協力で防災訓練を実施します。

また、館内は禁煙とし、屋外に喫煙コーナーを設け防火確認を徹底します。

なお、震災等の際は、横浜市の「防災計画」において、「特別避難場所」として位置づけられています。

3 緊急時の対応について

利用者が利用中に倒れるなどの緊急事態発生時に、職員・スタッフが迅速・適切な対応がとれるよう、研修やミーティングなどを通じて態勢を整えています。

設備的には、休養室の確保や、担架の準備をしています。原則として救急車を依頼する等マニュアル化して対応しています。

また、心室細動という重症の不整脈により引き起こされる心臓突然死に対応するため、AED(自動体外除細動器)を備えたいと考えています。

1.2 利用者への情報提供について

1 情報提供の考え方について

施設利用者及び区民の皆様には、いろいろな機会を捉えて、様々な情報提供を行っていきたくと考えています。現在の情報提供の手段は、主に広報よこはま(市版または区版)を通じて提供しています。今後は、現在行っている情報提供に加え、他区民利用施設でのチラシ配布、近隣町内会・自治会を通じての提供などできるだけ多様な手段を生かして情報提供を行っていきます。

2 具体的な情報提供

① 「趣味の教室」募集のお知らせ

年2回の開催に合わせて、広報よこはま港北区版の2月号及び8月号に、内容・応募方法等を記載し参加者を募集するとともに、開催案内パンフレットを作成し、区民利用施設等で配布していきます。

② 利用案内パンフレット

パンフレットを区民利用施設に置き、センターの周知を図ります。

③ 機関紙「市老連よこはま」への掲載

機関紙にセンターの事業内容を掲載し、紹介します。

④ 市老連ホームページへの掲載

ホームページにセンター紹介を掲載します。

⑤ 臨時休館のお知らせ

台風や積雪などの天災等で止む無く休館せざる得ないときは、港北区役所に連絡した上で、玄関入り口に大きく張り紙を掲出し周知します。

3 老人福祉センター利用者代表会議(仮称)を通じての情報提供

区民利用施設として設置されているセンターは、常に区民のニーズを把握し、ニーズに沿った施設運営を図る必要があります。区民の意見を把握する一環として、利用者や利用団体等の協力を得て、それらの代表者からなる会議を新たに設置します。

この運営協議会に参加していただく関係機関や地域組織、関係団体を通じてセンターの運営方針、各種自主事業について情報提供を行っていきます。

4 センター自主事業やセンター情報の提供

自主事業のお知らせやセンターの話題等の「センター情報」等をお知らせやミニコミ誌を作成しタイムリーに提供して行きます。

1.3 健康づくりや介護予防への取組について

1 取組みへの考え方について

老人福祉センターは、老人福祉法で定められた「高齢者対象の福祉施設」であり、地域の高齢者に健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供し、もって高齢者に健康で明るい生活を送ってもらうことを目的として設置されており、横浜市老人クラブ連合会としてもその趣旨に沿って運営しています。

心身の健康づくりは、まさに介護予防の最も重要なステップであると認識しており、今後は一層の健康づくり事業の拡充を目指します。

2 具体的取組について

- ① 大広間での歌やおどり、囲碁や将棋などの個人利用の場を提供します。
- ② 趣味の教室を開催することにより、同好の仲間づくりの機会をつくり、教室修了者の自主グループ活動の支援を行います。
- ③ 地元の医師等の協力を得て、健康相談を行います。
- ④ 健康増進のための体操教室を開催します。
- ⑤ 自動血圧計の設置や機能回復訓練室の充実を図り、利用者の健康管理の一助とします。
- ⑥ 区役所等区内の関係機関や老人クラブ等と連携して「介護予防講座」や「転倒予防教室」等を企画・実施します。

3 「健康づくり」や「介護予防事業」推進の支援

「老人クラブ」や「区役所」等の関係機関と連携し、「健康づくり」や「介護予防事業」啓発等の推進を支援して行きます。

① 「健康管理講座」の実施

健康管理のあり方、高齢者に多い病気やけが・生活習慣病とその予防などについて学ぶ講座を開催し、健康づくりを推進します。

② 「介護予防事業」の啓発と支援

「介護予防事業」等について学び、「介護予防講座」への参加を啓発する「啓発講座」を開催し「介護予防事業」に繋げて行きます。

③ 「転倒防止講座」の開催

家庭内・地域内の点検、安全対策の方法や「筋力アップ体操」等を学ぶ講座を開催し、転倒防止を図り「寝たきり予防」をします。

1.4 高齢者に対する健康相談、生活相談、助言等の方法について

高齢化社会の進展とともに、一人暮らし高齢者や高齢者世帯が増加し、高齢者を含む家族の小規模化、核家族化が進み、地域の連帯感が希薄になるなど、高齢者をとりまく社会環境が大きく変化しています。

地域における人間関係の希薄化の進行により高齢者の孤立化が進み、高齢者が健康や年金問題、家族関係等の悩みを、地域の中で気軽に相談できない状況が生じています。

こうした状況を踏まえ、センターでは気軽に相談できる体制を整え、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らせるよう支援していきます。

1 「保健福祉相談」の開催について

高齢利用者のための「保健福祉相談」を定期的を開催します。日頃の健康に対する相談や利用者の福祉に関する悩みや疑問等の相談を受け、高齢者の「生活の質」の向上に寄与して行きます。

2 生活相談及び助言について

センターのスタッフが日常業務を行う中で、利用者と積極的にかかわり、会話を通して助言するとともに、生活相談を実施します。

「生活相談」は、原則、所長が相談者として色々な生活全般の相談に応じます。相談要望があれば、いつでも受けられる体制を取ります。

相談内容により速やかに関係機関を紹介するなど対応します。

3 時事講演会、相談会の実施

高齢者を狙った詐欺的犯罪が増加していることを踏まえ、高齢者の日常生活に役立つ「防犯・防災」や「交通安全」「介護保険制度」等をテーマにした講演会や相談会を、警察、消防、区役所など行政機関と連携して実施していきます。

4 利用者と「傾聴」する心構えについて

高齢者利用者には、一人暮らし世帯も多くあり、「話を聞いて欲しい」とのニーズが多くあります。スタッフはまず高齢者との「ふれあい」を心掛け、話しを「傾聴」することを心掛ける「傾聴ボランティア」のようなことも検討していきます。

1.5 高齢者の仲間づくりを推進・支援するための配慮について

1 仲間づくりにおける老人福祉センターの役割

センターの設置目的の一つに、気の合う仲間づくりの場の提供があり、実際、センターは仲間づくりには最適な場所であると考えています。その理由として、

- ① 来所することにより、いつでも同世代の利用者にあえること。
- ② 「趣味の教室」への参加を通して、共通の趣味を楽しみ、作品をつくれること。
- ③ 話題の合う人とゆっくり会話できること。
- ④ 共通の趣味活動(大広間でのカラオケや踊り、囲碁・将棋など)の利用者がいることなどがあげられます。

このセンターの役割を果たすため、センター職員一同が、仲間と気持ちよく楽しめる場所の提供に努めています。

2 仲間づくりを推進するための事業展開について

仲間づくりは、その人にとって、センターから離れてもなお交流ができる仲間や旅行等にも一緒に行かれる仲間を、センターの利用が縁となって作ってもらえることが理想です。

センターとして、仲間づくりの機会を少しでも増やすべく、次のような機会を企画し、推進していきます。

- ① 「趣味の教室」を継続実施することにより、同好の人に合う機会を設定します。
- ② 教室修了者の「OB会」活動が生まれるよう支援します。
- ③ 大広間での「カラオケ」や「だんらん」などの施設利用を通して、「仲間づくり」を支援します。
- ④ 趣味のグループの部屋利用を調整し、できるだけ多くのグループ利用を推進します。
- ⑤ センター周知のための広報活動を実施します。

3 異世代間交流事業の推進

「菊名寿楽荘」が「菊名保育園」と同一敷地内にあると言う特性を生かして「高齢者」と子ども達のふれあいの場を作り異世代間交流を推進します。年間に「七夕のつどい」「クリスマス会」を行います。

1.6 高齢者が安全安心して施設を利用するための配慮について

1 “安全・安心”な施設運営の考え方

- 老人福祉センターは、身体面・精神面で機能低下している高齢者の方々が専用利用する施設であり、他の公共施設より一段と高い安全面での配慮が求められている施設であります。
- 「安全に勝るサービス無し」と言われるように、“安全・安心”に利用できることが全てのサービスに最優先において行わなければならないものです。
- 常日頃から“安全・安心”の観点から施設整備や管理運営が行われることが必要であるが、いずれに態勢を整備しても、日常業務の中で利用者とのコミュニケーションをきめ細かくとることが大切であります。
- 利用者の小さな変化もキャッチし、一声声かけして確認することや、「高齢者の眼」を持って館内点検をする事が重要であります。

2 “安全・安心”な施設利用のための具体的な対策**① バリアフリー化への改修**

菊名寿楽荘は昭和48年の開設以来32年が経過、その後改築・改修を重ね現在の施設となっておりますが、老朽化に伴い施設各所で「バリアフリー」化がされていない所があります。「高齢者利用施設」として、物理的に「バリアフリー」化が可能なところは、早急に改修をすることが必要です。

② AED(自動体外式除細動器)の設置

AEDを備え、高齢者が起こしやすい心臓麻痺の原因となる「心室細動」が起きた時に、緊急対応できるようにします。

③ 救急・救命研修への参加

スタッフ全員が順次、救急救命講習会(消防署主催)に参加します。

④ 防災訓練の実施

菊名寿楽荘独自のものと保育園と共同で防災訓練を実施します。

⑤ 災害発生時の緊急対応の確認

台風、地震等の発生時の緊急対応態勢を検討し、「マニュアル」を整備します。

⑥ お風呂利用者への対応について

お風呂は人気が高く利用者の約80%が入浴します。また入浴中の事故発生率も高く「安全・衛生管理」はきめ細かく行う事が重要です。緊急時に対応するための「研修」と「マニュアル」整備をします。

⑦ 緊急連絡網の整備

本部を含めての職員連絡網を整備し、緊急時には迅速に対応できる体制とします。

⑧ 衛生面での「安全・清潔」の確保

施設内の衛生管理上の安全性の確保は重要であり、日常清掃や浴場の衛生管理等は徹底管理し安心・安全に利用できる施設とします。

浴槽の衛生管理は①レジオネラ菌検査②塩素系消毒薬の投与③浴場の毎日清掃及び隔日の浴槽水の交換等を実施します。

1.7 高齢者の見守りとプライバシーの配慮について

高齢者に、安心して安全に施設を利用していただくためには、所長以下センターで働く職員一人ひとりのあたたかい見守りの姿勢が必要です。

見守り体制については、長年のセンター管理・運営の経験から、見守りの為の巡回の頻度やチェック箇所などがマニュアル化されています。

過度の見守りは利用者のプライバシーに抵触する可能性がありますので、利用者の安全を図りつつ、次のことを意識し、利用者のプライバシーを損なわない見守りに努めていきます。

- ① 利用者スタッフの信頼関係を構築し、「ふれあい」の中から利用者の日常生活の状況を把握できるようにして行くことが必要です。
- ② 利用者のちょっとした日常の変化もキャッチできるような感性を育てること。
- ③ 「知り得た個人情報」は守ること、これが信頼関係をつくる事に繋がります。
- ④ 「生活相談」事業を行い、相談者の悩みや課題等を把握しアドバイスして「見守って」行くこと。

1.8 趣味の教室の基本的な役割や意義の考え方について

1 趣味の教室の基本的な役割と意義について

趣味の教室は、高齢者一人ひとりの学習意欲や生きがいづくりに様々な可能性を提供するとともに、仲間づくりやボランティア活動にも資するなど、住み慣れた地域で生き生きと暮らしてもらうことを目的に実施します。

2 開催回数

前期と後期に分け、年2回開催します。

- 前期 : 毎年4月1日から9月30日までの6ヶ月
- 後期 : 毎年10月1日から翌年3月31日までの6ヶ月

3 科目

英会話・源氏物語・民謡踊・ペン習字・書道・健康体操・折り紙・茶道・フランス刺繍・水墨画・フラダンス等

※「趣味の教室」の受講者やセンターの利用者に対してアンケート調査を行い、高齢者がどのような要望を持っているかを把握し、よりニーズに沿った内容で実施します。

4 受講人数及び受講料

科目ごとに定数を設定します。受講料は無料(教材費のみ実費)とします。

5 講師について

講師は、横浜市老人クラブ連合会の「高齢者社会参加活動サポーター事業」に登録されているボランティアや区に登録されている「まちの先生」を活用して実施します。

6 周知方法について

前期は広報よこはま区版の2月号に、後期は8月号に掲載して周知します。また、近隣の自治会及び公共施設に協力を依頼し、募集ポスターの掲示をします。

7 教室修了後の対応

受講修了者が引き続きグループを結成し、自主活動を続けていく場合には、期限を限定し、施設の「優先使用」を認めて支援していきます。

1.9 趣味の教室以外の自主事業の基本的な考え方について

1 自主事業の基本的な考え方

老人福祉センターで実施すべき事業については、老人福祉法及び横浜市老人福祉センター運営要綱などに基づいて実施しています。

現在、健康相談やカラオケ・踊り・お風呂や囲碁・将棋等のサービス提供を行っていますが、今後は、「菊名寿楽荘」の施設の特色を活かした多種多様な「自主事業」を実施することで、施設の「魅力」を高め、より多くの人々のニーズに応え、合わせて利用増を図りたいと考えています。

また、時代に即応した自主事業を展開するため、特に、健康体操や介護予防に関する事業を積極的に実施していきます。

2 具体的な自主事業

① 「保健福祉相談」

利用者が自己の健康を把握し健康管理や日常生活での福祉に関する疑問や悩み等の相談を受けるため保健師による定期的な保健福祉相談を行います。

② 文化祭（寿楽荘祭）の開催

「趣味の教室」「OB会」等の受講者を中心に、日頃の学習成果の発表の場として、各趣味の教室の発表会、展示会、囲碁大会等を行っていきます。

③ 転倒予防講座等の実施

区役所や高齢者ケア施設等と連携・協力して、センターの施設を活用した健康教室等、介護予防講座を積極的に実施します。

④ 時事講演会等の開催

区内関係行政機関と連携して今、高齢者が抱えている課題、例えば「防犯」「防災」「交通安全」などについて学習する講演会等を実施します。

⑤ 世代間交流事業の実施

地域の自治会や老人クラブ、あるいは隣接する保育園等と連携して、七夕の集い、クリスマスの集い等、世代間交流を目的とした事業を実施します。

⑥ たまり場「ふれあいコーナー」の設置

地域の高齢者が気軽に集える場として「ふれあいコーナー」を設置し、そこでお茶を飲みながらおしゃべりを楽しみながら過ごせるコーナーを作ります。

⑦ 生活相談の実施

生活相談を実施します。相談者は原則所長とし日々の生活相談に随時応じる体制とします。相談内容により速やかに関係機関を紹介するなど対応していきます。

20 経費節減の取り組みと具体的提案について

利用者へのサービス提供が低下することなく、最小限の費用で最大の効果が得られるよう運営するとともに、経営的視点にたって経費節減のための取り組みを行います。

1 光熱水費

① 電気料

館内には相当数の電灯や冷暖房エアコンが配置されているが、全館で全てが常時使用されていることは少なく、定時に見回り必要のないものは電源を切るように努めています。また、利用に支障のない範囲内で蛍光灯数を削減し節電します。

② 水道料

風呂の湯温の適正管理をするとともに、湯量については利用者にとって不満のない程度に配慮しつつ適正な管理を行います。

2 業者委託費

すべての委託業務について、委託内容を見直すとともに委託契約方法を見直し、経費の削減を図ります。

3 消耗品費

一括購入、ディスカウントショップでの購入を促進します。また、在庫管理を適正に行い、不必要な物品購入や印刷等しないように徹底します。

4 小破修繕等

コミュニティースタッフや職員でできる修理については材料費で対応し、経費の削減を図ります。

5 自主事業費

- ① 保健福祉相談は、相談者数の実績等を勘案し適正な回数で実施し、相談員は「保健師」に変更し謝金の削減につなげます。
- ② 趣味の教室の講師謝金については、街のボランティア人材を活用することにより経費の削減に努めます。

6 人件費

コミュニティースタッフが急病等で欠けたときに、常勤職員が代替応援をすることにより経費を削減します。また、現在雇用中の主事を嘱託化して経費を削減します。

2.1 経年劣化に対応する設備管理費用の削減提案について

1 菊名寿楽荘の建物・設備の現状

- 「菊名寿楽荘」は、昭和48年2月に横浜市で最初に設置された老人福祉センターとして伝統ある施設であります。しかしながら、建設されて既に32年を経過しており、建物・設備の随所に老朽化による不都合・不具合箇所が発生しています。
- 開設当初からセンターの管理・運営を横浜市から受託しております「横浜市老人クラブ連合会」が、日常管理・運営を行ってきた経験を踏まえ、削減に向けて次のような改善策の検討を提案します。

2 改善提案

改善箇所	現状	改善案	削減効果	課題
「風呂ボイラー」の更新	<ul style="list-style-type: none"> ● 48年設置、白灯油燃料 ● 伝熱面積13.7㎡の蒸気ボイラー ● ボイラー技士、危険物取扱者必置 ● 部品製造中止 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「都市ガス式の温水ボイラー」に交換 ● 「伝熱面積14㎡以下の温水ボイラー」はボイラー技士の資格必要とせず 	<ul style="list-style-type: none"> ● ボイラー技士、危険物取扱者及び燃料タンクの廃止 ● 委託料(人件費、清掃費)の減 	<ul style="list-style-type: none"> ● 初期投資(設備費)が多額となる
水道水の「直結給水式」への変更	<ul style="list-style-type: none"> ● 水道水を屋上の「給水タンク」に上げてから館内に配水している 	<ul style="list-style-type: none"> ● 給水タンクを必要としない「直接給水」方式に変更 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「給水タンク」の廃止により委託料(清掃費・検査費)の減 ● 衛生管理上、より安全となる 	
冷暖房装置「中央管理」から「個別管理」への変更	<ul style="list-style-type: none"> ● 「セントラル方式」冷暖房運転管理(共用部) ● 一部施設(大広間、娯楽室、教室、プレイルーム)はエアコン設置済 	<ul style="list-style-type: none"> ● 機械室にある冷暖房装置の廃止 ● 「冷却塔」の廃止 ● 「個別管理エアコン」を設置する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別エアコンのきめ細かな運転管理での節電 ● 「冷却塔」廃止による清掃費の減 	
「給排水管」の交換	<ul style="list-style-type: none"> ● 開設時(S48)からの施設、管の老朽化が進み腐食、漏水が発生 	<ul style="list-style-type: none"> ● 敷地内、館内の配管を交換する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 水道料金の節約 ● 衛生管理上より衛生面向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模工事が必要

3 まとめ

- 上記の改善策は、いずれも多額の改修費用を必要としますが、諸設備は老朽化のため交換の時期となっており、今後の管理運営費を中・長期的に見ていくと“削減効果”があるものと考えます。

老人福祉センター横浜市菊名寿楽荘指定管理者自主事業計画書

団体名 (財)横浜市老人クラブ連合会

趣味の教室

事業名	①募集対象 ②募集人数 ③一人当たり参加費	自主事業予算額					
		総経費	収入		支出		
			委託料	参加費	講師謝金	材料費	その他
英会話 (月3回・年36回)	60歳以上の横浜市民	180,000	180,000	0	180,000	0	0
	15人						
	無料						
源氏物語 (月2回・年24回)	60歳以上の横浜市民	120,000	120,000	0	120,000	0	0
	20人						
	無料						
民謡踊 (月3回・年36回)	60歳以上の横浜市民	180,000	180,000	0	180,000	0	0
	15人						
	無料						
ペン習字 (月3回・年36回)	60歳以上の横浜市民	180,000	180,000	0	180,000	0	0
	20人						
	無料						
書道 (月2回・年12回)	60歳以上の横浜市民	60,000	60,000	0	60,000	0	0
	20人						
	無料						
折り紙 (月2回・年24回)	60歳以上の横浜市民	120,000	120,000	0	120,000	0	0
	15人						
	無料						
茶道 (月2回・年12回)	60歳以上の横浜市民	60,000	60,000	0	60,000	0	0
	8人						
	無料						
フランス刺繍 (月3回・年36回)	60歳以上の横浜市民	180,000	180,000	0	180,000	0	0
	10人						
	無料						
水墨画 (月2回・年24回)	60歳以上の横浜市民	120,000	120,000	0	120,000	0	0
	15人						
	無料						
フラダンス (月3回・年36回)	60歳以上の女性市民	180,000	180,000	0	180,000	0	0
	15人						
	無料						
健康づくり体操 (月4回・年48回)	60歳以上の横浜市民	0	0	0	0	0	0
	15人						
	無料						
絵手紙 (月2回・年24回)	60歳以上の横浜市民	120,000	120,000	0	120,000	0	0
	15人						
	無料						
水彩画 (月3回・年18回)	60歳以上の横浜市民	90,000	90,000	0	90,000	0	0
	20人						
	無料						
		1,590,000	1,590,000	0	1,590,000	0	0

老人福祉センター横浜市菊名寿楽荘指定管理者自主事業計画書

団体名 (財)横浜市老人クラブ連合会

自主事業①

事業名	①募集対象 ②募集人数 ③一人当たり参加費	自主事業予算額					
		総経費	収入		支出		
			委託料	参加費	講師謝金	材料費	その他
保健福祉相談 (毎月4回、年間48回)	60歳以上の横浜市民 1回10人位 無料	240,000	240,000	0	240,000	0	0
「福祉体験」 実習生受入れ (年2回・11月・12月)	高校生、看護学生 5人×3回 無料	0	0	0	0	0	0
「菊名寿楽荘」 文化祭 (年2回・10月、3月)	修了生・市民 100人 無料	6,000	6,000	0	0	6,000	0
チャリティー 演芸大会 (年1回・12月下旬)	60歳以上の横浜市民 チャリティー出演料	0	0	0	0	0	0
敬老の日の 「寿楽荘のつどい」 (9月「敬老週間」の1日)	横浜市民 100人 無料	10,000	10,000	0	10,000	0	0
ケイタイ電話の 正しい使い方教室 (1月・2回)	横浜市民 40人 無料	0	0	0	0	0	0
賢い消費者となる ための講座 (2月・1回)	横浜市民 40人 無料	0	0	0	0	0	0
転ばぬ先の杖になる 「転倒予防教室」 (年1回・5日間)	60歳以上の横浜市民 20人 無料	10,000	10,000	0	0	10,000	0
高齢者のための 「防犯教室」 (年1回・7月)	60歳以上の横浜市民 50人 無料	3,000	3,000	0	0	3,000	0
身の安全を守る 「交通安全教室」 (年1回・交通安全月間)	60歳以上の横浜市民 50人 無料	0	0	0	0	0	0
愛の募金を チャリティー・バザー (年1回・12月)	60歳以上の横浜市民 売上金は寄付	0	0	0	0	0	0
生活習慣病に ならない為の講座 (年1回・1月)	60歳以上の横浜市民 50人 無料	0	0	0	0	0	0
寝たきりにならない為の 「介護予防講座」 (年1回・11月)	60歳以上の横浜市民 50人 無料	0	0	0	0	0	0
		269,000	269,000	0	250,000	19,000	0

老人福祉センター横浜市菊名寿楽荘指定管理者自主事業別計画書

趣味の教室 ①

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
英会話	(目的) 高齢者の生きがい、生涯学習の一環として教養、趣味や軽運動などの各種講座を開設。 (内容) 市内在住60歳以上の初心者対象、期間は前期後期の6月間、受講料無料、月3回開講	前期(4~9月) 後期(10~3月) 月3回開講

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
源氏物語	(目的) 高齢者の生きがい、生涯学習の一環として教養、趣味や軽運動などの各種講座を開設。 (内容) 市内在住60歳以上の初心者対象、期間は前期後期の6月間、受講料無料、月2回開講	前期(4~9月) 後期(10~3月) 月2回開講

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
民謡踊	(目的) 高齢者の生きがい、生涯学習の一環として教養、趣味や軽運動などの各種講座を開設。 (内容) 市内在住60歳以上の初心者対象、期間は前期後期の6月間、受講料無料、月3回開講	前期(4~9月) 後期(10~3月) 月3回開講

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
ペン習字	(目的) 高齢者の生きがい、生涯学習の一環として教養、趣味や軽運動などの各種講座を開設。 (内容) 市内在住60歳以上の初心者対象、期間は前期後期の6月間、受講料無料、月3回開講	前期(4~9月) 後期(10~3月) 月3回開講

老人福祉センター横浜市菊名寿楽荘指定管理者自主事業別計画書

趣味の教室 ②

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
書道	<p>(目的)</p> <p>高齢者の生きがい、生涯学習の一環として教養、趣味や軽運動などの各種講座を開設。</p> <p>(内容)</p> <p>市内在住60歳以上の初心者対象、期間は後期の6月間、受講料無料、月2回開講</p>	<p>後期(10~3月)</p> <p>月2回開講</p>

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
健康づくり 体操	<p>(目的)</p> <p>高齢者の生きがい、生涯学習の一環として教養、趣味や軽運動などの各種講座を開設。</p> <p>(内容)</p> <p>市内在住60歳以上の初心者対象、期間は前期後期の6月間、受講料無料、月4回開講</p>	<p>前期(4~9月)</p> <p>後期(10~3月)</p> <p>月4回開講</p>

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
折り紙	<p>(目的)</p> <p>高齢者の生きがい、生涯学習の一環として教養、趣味や軽運動などの各種講座を開設。</p> <p>(内容)</p> <p>市内在住60歳以上の初心者対象、期間は前期後期の6月間、受講料無料、月2回開講</p>	<p>前期(4~9月)</p> <p>後期(10~3月)</p> <p>月2回開講</p>

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
茶道	<p>(目的)</p> <p>高齢者の生きがい、生涯学習の一環として教養、趣味や軽運動などの各種講座を開設。</p> <p>(内容)</p> <p>市内在住60歳以上の初心者対象、期間は前期の6月間、受講料無料、月2回開講</p>	<p>前期(4~9月)</p> <p>月2回開講</p>

老人福祉センター横浜市菊名寿楽荘指定管理者自主事業別計画書

趣味の教室 ③

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
フランス刺繍	<p>(目的) 高齢者の生きがい、生涯学習の一環として教養、趣味や軽運動などの各種講座を開設。</p> <p>(内容) 市内在住60歳以上の初心者対象、期間は前期後期の6月間、受講料無料、月3回開講</p>	<p>前期(4～9月) 後期(10～3月) 月3回開講</p>

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
水墨画	<p>(目的) 高齢者の生きがい、生涯学習の一環として教養、趣味や軽運動などの各種講座を開設。</p> <p>(内容) 市内在住60歳以上の初心者対象、期間は前期後期の6月間、受講料無料、月2回開講</p>	<p>前期(4～9月) 後期(10～3月) 月2回開講</p>

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
フラダンス	<p>(目的) 高齢者の生きがい、生涯学習の一環として教養、趣味や軽運動などの各種講座を開設。</p> <p>(内容) 市内在住60歳以上の初心者対象、期間は前期後期の6月間、受講料無料、月3回開講</p>	<p>前期(4～9月) 後期(10～3月) 月3回開講</p>

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
絵手紙	<p>(目的) 高齢者の生きがい、生涯学習の一環として教養、趣味や軽運動などの各種講座を開設。</p> <p>(内容) 市内在住60歳以上の初心者対象、期間は前期後期の6月間、受講料無料、月2回開講</p>	<p>後期(10～3月) 後期(10～3月) 月2回開講</p>

老人福祉センター横浜市菊名寿楽荘指定管理者自主事業別計画書

趣味の教室 ④

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
水彩画	<p>(目的) 高齢者の生きがい、生涯学習の一環として教養、趣味や軽運動などの各種講座を開設。</p> <p>(内容) 市内在住60歳以上の初心者対象、期間は後期の6月間、受講料無料、月3回開講</p>	<p>後期(10~3月)</p> <p>月3回開講</p>

老人福祉センター横浜市菊名寿楽荘指定管理者自主事業別計画書

自主事業 ①

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
保健福祉相談	(目的) 高齢者の健康や福祉についての相談や血圧測定などを行なう (内容) ケアマネジャーの資格を有する保健師による健康や福祉の個別相談や血圧測定等を行なう(健康相談室)	毎週木曜日 13時～15時

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
『福祉体験』 実習生受け入れ	(目的) 看護専門学生の看護学実習や高校生「福祉ボランティア体験」実習生の受け入れを行う。 (内容) 期間限定でセンターの業務を体験し、高齢者との交流を行う。	年間3回 (11月・12月) 各研修4日間

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
「菊名寿楽荘」 文化祭	(目的) 「趣味の教室」前期・後期の教室受講者の学習成果の発表の「場」と「機会」を提供する (内容) 講座内容に合わせて「作品展」「発表会」を館内の「大広間」「ロビー」「茶室」「階段壁面」等を使い行なう。	10月：前期受講者 4月：後期受講者 年2回 作品展：3日間 発表会：1日間

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
チャリティ 演芸大会	(目的) 「カラオケ愛好者」が、日頃の練習の成果を発表し、相互の交流と親睦を深めるため開催。 (内容) 舞台付大広間で「演芸大会」を開催。 出演者は、出演料を「チャリティー」として支払い、浄財を社会福祉協議会に寄付する。	12月の歳末の時期 歳末の1日間

老人福祉センター横浜市菊名寿楽荘指定管理者自主事業別計画書

自主事業 ②

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
敬老の日の 「寿楽荘のつどい」	(目的) 9月の「敬老週間」に合わせて、イベントを開催し高齢者に一日を楽しんでもらう (内容) 大広間の「舞台」を使い、いくつかの「出し物」を開催する。出演者は、区の「まちの先生」や「サポーター」のボランティアに依頼する。 地域の市民や老人クラブにも呼びかけをする。	9月の「敬老週間」の 1日(半日)10時～ ※例えば、出し物として「マジック」「和太鼓」「フラダンス」「健康落語」など。

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
ケイタイ電話の 正しい使い方 教室	(目的) 高齢者の方が「携帯電話」の正しい使い方を学び「携帯電話」で家族とコミュニケーションを取ったり「携帯電話」を使った犯罪に巻き込まれないようにする知識を学ぶ。 (内容) 1日間を午前・午後の2回「講習会」を開催する。主催者は東京のNPOに依頼する	1月・2回 午前・午後で開催 各回20人募集

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
賢い消費者と なるための講習会	(目的) 最近「1人暮らし高齢者」世帯が増えています。年金生活者が多くなって経済観念を発達させて賢い消費者となり「生活防衛」をしながら「生活の質」を高める。 (内容) 消費者センター等の協力で講習会を開催。	2月・1回 40人募集

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
介護予防講座	(目的) 高齢者がいつまでも元気に暮らし“寝たきり”にならないように「介護予防」の講座を開催する。 (内容) 行政(福祉保健センター)の協力を得て開催。 講演と相談 講師：保健師、栄養士他	春 年間1回

老人福祉センター横浜市菊名寿楽荘指定管理者自主事業別計画書

自主事業 ③

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
高齢者のための『防犯教室』	(目的) 高齢者をねらった「振り込め詐欺」「リフォーム詐欺」など、いろいろな犯罪が多発しています。高齢者が被害に遭わないようにする『講座』を開催。 (内容) 警察、消費者センター等の協力で開催する。講演と相談	夏 年1回

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
身の安全を守る『交通安全教室』	(目的) 高齢者の交通事故が多発しています。交通事故に遭わないようにする講座を開催。 (内容) 警察交通課の講義で開催。駐車場等で実習も行う。	交通安全月間の時期に合わせて開催 年2回

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
転ばぬ先の杖になる『転倒予防教室』	(目的) 高齢者は歩行中に転倒骨折し、それをきっかけに「寝たきり」になることがある。それを予防する「筋力体操」を中心とした「講習会」を開催する。 (内容) 専門のトレーナーによる「講習会」を短期・集中的に行う。	年1回・11月 5日間・20人

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
愛の募金をチャリティ・バザー	(目的) 菊名寿楽荘のスタッフが家庭で眠っている「不用品」を持ってチャリティバザーを行う。売上金は善意銀行に寄付をする。 (内容) 歳末に行う「チャリティ演芸大会」と同時開催する。売上金は善意銀行に寄付をする。	12月下旬・1回 「演芸大会」同時開催

老人福祉センター横浜市菊名寿楽荘指定管理者自主事業別計画書

自主事業 ④

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
生活習慣病にならない為の講座	<p>(目的)</p> <p>「生活習慣病」は日頃の生活習慣の改善が重要であると言われています。日常生活での「健康管理」について話を聞く機会を設ける。併せて流行している「病気」等について「予防法」を話して貰う。</p> <p>(内容)</p> <p>菊名寿楽荘の「保健福祉相談」の相談員に「講演」をしてもらう。</p>	年2回・1月～3月

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
『七夕の集い』 『クリスマスの集い』 『こどもの日の集い』	<p>(目的)</p> <p>隣接の『菊名保育園』の園児とお年寄りが交流をし、おじいちゃん、おばあちゃんと「孫たち」のふれあいをする。</p> <p>(内容)</p> <p>大広間で園児達と歌と踊りでふれあい、異世代交流をする。</p>	七夕(7月7日) こどもの日 クリスマス(12月24日)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
「寿楽の湯」記念行事 『菖蒲湯の日』 『敬老の湯』 『ゆず湯の日』	<p>(目的)</p> <p>人気のある「お風呂」で「ゆず湯」(冬至)「菖蒲湯」(こどもの日)「長寿の湯」(敬老の日)に“温泉気分”を楽しんでもらう。</p> <p>(内容)</p> <p>ゆず湯、菖蒲湯、長寿の湯、で「香りの湯」を楽しむ</p>	冬至(ゆず湯) こどもの日(菖蒲湯) 敬老の日(長寿の湯)

平成18年度老人福祉センター横浜市菊名寿楽荘管理運営費提案書

(単位：千円)

	項目	内 容 等	金 額
人件費	常勤職員	所長・主事2名	11,200
	スタッフ		8,083
	合計		A 19,283
事務費			B 1,687
事業費			C 1,800
管理費	電気料金		1,947
	ガス料金		108
	上下水道料金		3,360
	ボイラー用白灯油		2,271
	修繕費		1,300
	清掃	定期清掃・日常清掃	2,509
	消防設備	年2回	90
	機械整備	年間	385
	空調設備	年1回	300
	ボイラー設備	年1回	250
	自動ドア	年4回	100
	電気保守管理点検	年間	6,109
	非常用放送設備		
	害虫駆除		144
	植栽管理	年2回	50
	設備総合巡視点検	年間	424
	その他	レジオネラ属菌水質検査(冷却水・浴槽) 年3回	704
		合計	D 20,051
事務経費	労務、経理、契約、職員研修など	E 380	

提案額合計 $A+B+C+D+E=F$

F 43,201

雑収入見込額

G 1

委託予定額 $F-G=H$

H 43,200

(様式5)

平成18年度老人福祉センター横浜市菊名寿楽荘の管理に関する業務の収支予算書

(単位：千円)

	項目	内 訳	金額
収 入	指定管理費	横浜市からの指定管理料	43,200
	雑収入	自動販売機売上手数料等	1
	収入合計(A)		43,201
支 出	人件費	人件費 常勤職員 所長(1人) : 4,800 主事(2人) : 2,900 : 3,500 計 11,200 スタッフ: 8,083 (研修費含む) ※スタッフ4人配置(延16人)	19,283
	事務費	旅 費 : 14 消耗品費 : 663 通 信 費 : 130 備品購入費 : 32 印刷製本費 : 10 会費及び負担金: 15 借 上 料 : 280 (コピー機リース料含) 振込手数料 : 389 利用者用茶代 : 120 保 険 料 : 15	1,687
	事業費	趣味の教室 : 1,392 健康相談 : 408	1,800
	管理費	光熱水費 : 5,415 修繕費 : 1,300 管理委託料 : 11,065 燃料費 : 2,271	20,051
	事務経費	契約用印紙代 : 20 職員研修 : 240 社労士事務処理 : 120	380
	支出合計(B)		43,201
収支(A)-(B)			0

※1年間(12ヶ月)の収支を記入してください。

※各項目については、必要に応じて別紙にて説明資料を添付してください。